

ご予約はお早めに！ワクチンがなくなり次第終了。

# インフルエンザ予防接種

接種料 3,900円 (税込)  
18歳以上の方

※65歳以上の方は各市町村の補助制度をご利用すると、お安く接種できる可能性がありますので、お住いの市町村にお尋ねください。

予約開始：10月1日～  
受診期間：11月1日～1月末(ワクチンがなくなり次第終了)  
受診時間：月～土 11:00、11:30  
月、水、木、金 13:30  
受診機関：新町クリニック健康管理センター  
(青梅市新町3-53-5)  
予約方法：新町クリニックにお電話で(0428-31-5312)  
お申込みください。  
青梅青色申告会会員であることを必ずお伝えください。

## 会計ソフトでやりたい方はぎりぎりの時期です ツカエル青色申告

申告会推奨 会計ソフト ソフト代 年額 5,000円

- ・インストール、初期設定からご案内
- ・入力方法もイチから聞ける
- ・決算書、申告書も作成できる
- ・最大で65万円の青色特別控除が取れる



事務局で販売中。ご希望の方はご連絡ください。

## ツカエル青色申告の名称が変わります

令和3年6月1日にビズソフト株式会社から「株式会社ジョブカン会計」への社名変更に伴い、11月中旬(予定)に販売される会計ソフトの名称も変更となります。

- ・変更前：「ツカエル青色申告21」
- ・変更後：「ジョブカン青色申告/確定申告 Desk top22」

現在ご利用中の製品は引き続きご利用いただけますので、買い替える必要はございません。ツカエルで入力したデータは「ジョブカンDesk top」へ引き継いでご利用いただけます。

## ツカエル青色申告 やよいの青色申告

をご利用中の方へ更新のお願い

“ツカエル青色申告”“やよいの青色申告”をご利用時、更新の案内が表示される事があります。これが表示された場合は必ず更新を行ってください。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。

また、“やよいの青色申告”で最新バージョン以外をご利用中の方は、税率や決算書・申告書が現在の物と異なり、申告時に間違える可能性があります。また、Windows10ではやよいの青色申告14以前のものは動作保証がされていません。このような理由から、青梅青色申告会では最新版のご利用をお勧めしております。購入される方は事務局までご連絡ください。

## LINE 公式アカウント 青梅青色申告会

- ・会費などの引落とし案内
- ・決算指導などのご案内
- ・新型コロナの給付金などの情報など



## 休館日

10月9日(土)、23日(土)  
10月21日(木)・職員研修の為  
11月13日(土)、27日(土)  
および土曜日の午後、日曜日・祝日  
臨時休館の場合はHPにてご案内致します。

## (一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25  
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788  
受付時間：平日9:00～17:00  
土曜9:00～12:00  
休館：第2土曜、日曜祝日(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



・会費等の口座振替のご案内(前日までに残高の確認をお願い致します)

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者お一人 6,000円 (R3年11月～R4年4月分)	10月6日(水)
会費	9,000円 (R3年10月～R4年3月分)	11月8日(月)

## 無料相談のお知らせ

### 税 理 士

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

【実施日】 10月13日(水)、11月10日(水)、12月8日(水)  
【会 場】 青梅青色申告会館3階 会議室  
【時 間】 各回とも 10～12時/13～16時 (お1人1件1時間)

### 弁 護 士

「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「相続」など、法律問題を当会の顧問弁護士にご相談いただけます。

【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます  
※毎月5名まで、お一人1時間  
【会 場】 田中法律事務所(青梅市東青梅5-16-19) など

### 生 命 保 険

「どれがいい?」、「毎月の金額が高い」などの悩みを“ファイナンシャルプランナー”の資格をもったスタッフがご相談させていただきます。

【実施日】 随時受付(12月～3月はお休み)

## 事務局の新型コロナ感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症予防のため、会員の方ならびに従業員の健康と安全を考慮し、安心してご利用いただけるよう対策を行っております。会員の方におかれましても、来所時のマスクの着用や体調がすぐれない場合は来所を控えていただくなど、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。



換気設備の設置



ビニールカーテンの設置



予約制による人数の制限



消毒液の設置

# 青梅 だより

(一社) 青梅青色申告会

## VOL. 173 - 令和3年10月号 -

## 秋の入会勧奨月間

お近くにいらっしゃいましたらご紹介ください

青梅青色申告会は、昭和25年11月に設立された、「西多摩地域唯一の個人事業者の自主組織」です。しかし、最大で4,700名を数えた会員数も、廃業等を理由に、現在では約3,400名となっています。

また、申告会は他からの助成金等を一切受けず皆様からいただいている会費のみで運営をしており、会員さんによって直接支えられ、事業の目的や成果の還元先も会員さんにある、まさに「会員主体」の組織なのです。

そのため、今後のさらなる事業拡充はもちろん、記帳や決算書作成などのサポートをさせていただく職員の育成、電子申告やデジタル機器の普及など記帳・税務をめぐる環境の変化への対応等、皆様へのサポート体制を維持・充実していくためにも、一人でも多くの会員が必要です。

申告会にとって、会員の皆様は大切な存在です。「皆様の申告会」を守り育てていくためにも、ぜひお力をお貸しください。

## オンライン青色申告説明会開催 (入会されていない方向け)

コロナ禍により新入会様や入会希望者の方向けの説明会の機会が限られる中、青梅青色申告会は入会を検討している方に向けてオンライン(Zoom)説明会を開始しました! 9月に開催し、好評をいただきましたので11月にも開催する事となりました。確定申告の準備が迫っている中、お近くにまだ申告会に入会されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひ同封のチラシをお渡しください。

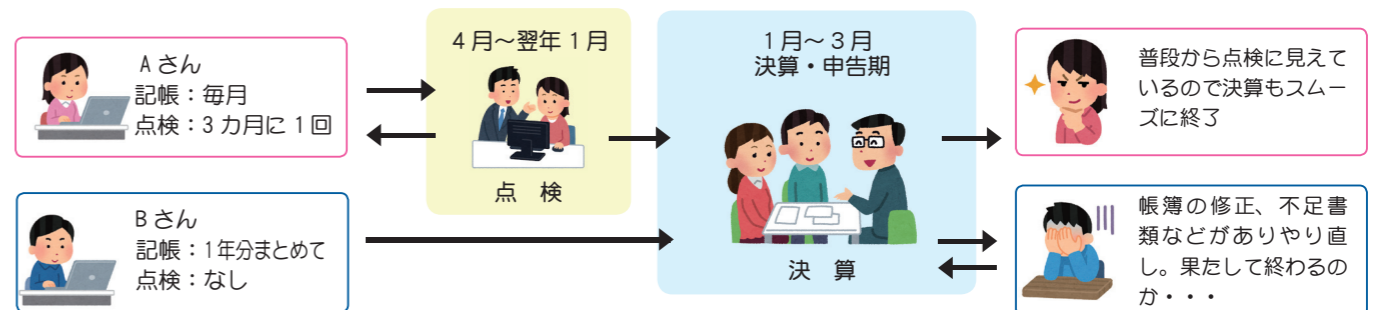


定期的な点検、早めの準備でスムーズな申告を!

## 今年もあと3ヵ月! みなさん記帳は進んでいますか?

皆様、記帳の状況はいかがでしょうか? 青梅青色申告会では11月1日～12月15日を「特別記帳点検月間」として、決算・申告期に向けた記帳内容の点検を重点的におこなってまいります。多くの会員の皆様が来館される**決算・申告期(1/22頃～3/31)**に入りますと、**決算等作成サポートに専念させていただくため、原則的に記帳内容の確認はおこなえません。**

より正確でスムーズな決算をおこなうためには、事前の記帳点検が必要です。早めに記帳点検を受けておけば税金への対策ができる場合もあります。慌てず安心して決算申告期を迎えましょう!



みなさんもBさんのようにならないように・・・。来館される際はご予約をお願い致します。

## 【新型コロナウイルス関連のお知らせ】

中小法人・個人事業者のための

# 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した個人事業者等の皆様に月次支援金が給付されます。現在はR3年8月、9月が対象です。(9/20現在)

- 対象者 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていて2021年の月間売上(対象月)が、2019年又は2020年(基期)の同月比で50%以上減少している
- 給付額 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上  
上限10万円/月(個人事業主)
- 申請期間 8月分はR3年10月31日まで、9月分はR3年11月30日まで

詳しくは“月次支援金ホームページ”またはお電話でご確認ください。TEL:0120-211-240(8:30~19:00・全日対応)

## 東京都中小企業者等 月次支援給付金

緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上が減少した方を対象に、国の月次支援金に加算して給付金を支給するとともに、国の給付要件を緩和し、都独自に支給されます。

- 対象者 緊急事態宣言等に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて2021年4、5、6月(対象月)の月間売上が、2019年又2020年の同月比(基準月)で30%以上減少された方

給付額	2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上	
	50%以上減少	30%以上50%未満減少
酒類販売事業者	上限10万円/月	上限5万円/月
その他の事業者	上限2.5万円/月	

- 申請期間 R3年4月~6月分はR3年10月31日まで、R3年7、8月分はR4年1月14日まで
- 申請方法 オンライン申請又は郵送申請

詳しくは“東京都中小企業者等月次支援給付金HP”またはお電話でご確認ください。TEL:03-6740-5984(9:00~19:00・全日対応)

## 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の減免、猶予など

国民健康保険加入者など

事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、**前年に比べて10分の3以上減少が見込まれる方**は国民健康保険や後期高齢者医療制度等が減免、猶予されます。詳しい内容、申請用紙などはお住いの市町村にお問い合わせください。

## R3年分の確定申告に向けての準備

### 医療費控除 領収書は捨てないで!

医療費控除は、**ご自身と一緒に住んでいる家族のために支払った医療費が、1年間で一定金額を超え**るときに所得控除を受けることができる制度です。確定申告の際は、“医療費控除の明細書”を作成し、申告書に添付します。領収書の添付は必要ありませんが、5年間保管が必要です。「家族の分もいいのか?」「領収書捨てちゃった」という方が多くいらっしゃいます。領収書は捨てないよう必ず保管してください。

### 控除証明書の保管をお願いします

10月頃から国民年金やご加入の生命保険などの控除証明書が随時郵送されて来ます。決算時に必ず必要になりますので大切に保管してください。控除証明書等は紛失すると再発行となりますのでご注意ください。

- ・国民年金保険料
- ・生命保険
- ・地震保険料
- ・小規模企業共済 など

### 実際に、どれだけお得なの?

[例] 課税される所得金額:400万円  
月々掛金:3万円  
加入期間:15年  
その後廃業された場合

**節税効果** 毎年109,500円の節税  
109,500円 × 15年 = **1,642,500円**

**共済金**(廃業時もらえる金額)

共済金 **6,033,000円**  
掛金合計額 5,400,000円(3万円×12ヶ月×15年)  
節税額 1,642,500円  
+ 利息部分 633,000円

**2,275,500円 お得!**

# 税務Topics

## インボイス制度(適格請求書等保存方式)

令和5年10月から開始され、令和3年10月1日から登録申請書の受付が開始されるインボイス制度。最近よく聞けど内容はよくわからない方も多いのではないのでしょうか?ここではインボイス制度入門編としてご説明致します。

### インボイスの前に消費税のおさらい

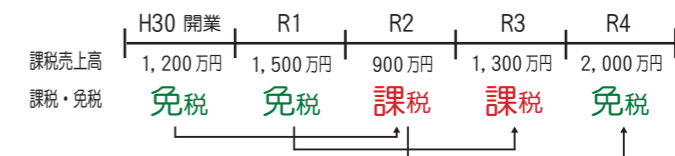
**納税義務の判定** 消費税はすべての事業者が申告・納付するわけではなく、一定の要件を超えると申告・納付が必要となります。

**課税事業者**:前々年(基準期間)の課税売上高が**1,000万円を超える**と消費税の納税義務者となり、申告・納付を行う必要があります。

**免税事業者**:前々年(基準期間)の課税売上高が**1,000万円以下**の場合、消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要がありません。

### 基準期間(前々年)

課税売上高が**1,000万円超**



前々年を基準にその年の課税が免税か決まるのね。

**消費税額の計算方法(本則課税)** 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて計算します。

消費税額

=

課税売上に係る消費税額  
(売上税額=預かった消費税)

- 課税仕入れ等に係る消費税額  
(仕入税額=支払った消費税)



お客さんから預かった消費税から、自分で払った消費税を引けばいいんだね。

ここまでが消費税のおさらいです。ではこれを踏まえてインボイス制度へ!

### インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは?

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

### インボイス(適格請求書)とは?

インボイスは適格請求書ともよばれ「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのもの」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書等のことを言います。

### 誰がインボイスを発行できる?

事前に税務署へ登録申請を行い、登録を受けた「適格請求書発行事業者」だけが発行できます。**適格請求書発行事業者になれるのは「課税事業者」だけです。**免税事業者も登録申請を行うと、前々年の課税売上が1,000万円以下であっても課税事業者になりますのでご注意ください。

### いつから始まる?

- ・インボイス制度:令和5年10月1日~
- ・適格請求書発行事業者登録申請:令和3年10月1日~(令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります)

### 今後の影響、対応について

- ・課税事業者の方が適格請求書発行事業者になるためには登録申請をする必要があります。
- ・免税事業者の方は、適格請求書発行事業者に登録するか、しないかがポイントになります。自身の事業にとってどちらが良いのかを見極めた上で、免税事業者を続けるのか課税事業者になるのかを選択することになります。

### インボイス制度に関するお問合せ先【国税庁】

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国がつくった、安心でお得な制度

# 小規模企業共済制度

節税と退職金積立が同時にできる



小規模企業共済制度は、個人事業主の方が仕事を廃業された時に受け取る「退職金」制度です。厚生年金や退職金がない個人事業主の方にはもってこいの制度です!ご興味がある方はご相談ください。

### ポイント① 無理のない掛金

月1,000円~70,000円の  
間で選べます。掛金の上げ  
下げも可能です。

### ポイント② 掛金は全額所得控除

所得控除は節税効果大!  
所得税、住民税が下がる可  
能性があります。

### ポイント③ 退職金が貯められる

自分ではなかなか貯められ  
ない退職金を積立、廃業時  
に受け取れます。